

資料目録

- 資料 1 沖縄からの報告－戦争被害者救済運動について－
(2015. 10. 17、「被爆 70 年」のつどい、日比谷公会堂) p. 2
- 資料 2 「法廷で裁かれる日本の戦争責任」まえがき
(編著者 弁護士 瑞慶山茂、高文研) p. 4
- 資料 3 用語解説「法廷で裁かれる沖縄戦・被害編」
(編著者 弁護士 瑞慶山茂、高文研) p. 11
- 資料 4 弁護団・原告団声明－沖縄戦被害・国家賠償訴訟 那覇地裁判決(棄却)
について－ (2016 年 3 月 16 日) p. 19
- 資料 5 新聞記事 (沖縄タイムス 2016 年 3 月 17 日) 沖縄戦訴訟判決言渡記事
= 略 = [別紙]
- 資料 6 新聞記事 (毎日新聞 2016 年 6 月 30 日) オピニオン・沖縄戦被害者国賠
訴訟 = 略 = [別紙]
- 資料 7 新聞記事 (朝日新聞 2016 年 8 月 30 日) 空襲等被害者特別措置法立法運
動について *資料 11 参照 = 略 = p. 21
- 資料 8 新聞記事 (しんぶん赤旗 2016 年 9 月 7 日) 沖縄戦国賠訴訟控訴審第 1
回口頭弁論 = 略 = p. 22
- 資料 9 新聞記事 (琉球新報 2016 年 9 月 7 日) 沖縄戦国賠訴訟控訴審第 1 回口
頭弁論 = 略 = p. 23
- 資料 10 新聞記事 (沖縄タイムス 2016 年 9 月 8 日) 沖縄戦国賠訴訟控訴審第 1
回口頭弁論 = 略 = p. 24
- 資料 11 「空襲等被害者に係る問題に関する特別措置法」法案要綱骨子
(2015 年 12 月 8 日) *資料 7 参照 p. 25

沖繩からの報告

—戦争被害者救済運動について—

2015年10月17日 「被爆70年」のつどい 日比谷公会堂
弁護士 瑞慶山 茂^{すけやま しげ}
沖繩・民間戦争被害者の会 顧問弁護士
沖繩戦被害・国家賠償訴訟弁護士、南洋戦被害・国家賠償訴訟弁護士

私は先の大戦による原爆、空襲、沖繩戦、南洋戦などの死者、負傷者など全民間戦争被害者の救済のために国家補償制度の確立を訴えます。私は、昭和18年に南洋のパラオで出生し、1歳の時に米軍の空襲を避けるために乗っていた避難船が沈没し、3歳の姉は水死、私は奇跡的に生還した戦争体験者です。

ところで、原爆投下は1963年（昭和38年）12月7日の東京地方裁判所判決で「国際法に違反する違法行為である」と断罪されました。この判決に対して国は控訴せず、確定しました。原爆の犠牲者・被爆者たちの原爆との闘いは、人類の生き残りをかけた闘いという人類史的意義がある闘いです。

70年前、日米軍の地上戦が苛烈に闘われた沖繩戦で、当時の60万人県民の4分の1の約15万人が戦死し、多数の身体的・精神的後遺障害者を出し、未だに一般民間人の戦死者約7万人、後遺障害者数万人が国から謝罪も補償もなく放置されたままになっています。

特に最近になって沖繩戦の戦時・戦場体験に起因するPTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む様々な症状の外傷性精神障害が多数発生していること、それが世代間を越えて引き継がれていることが精神医学的にも確認され、米軍基地問題と同様に大きな社会問題となっています。その被害は世代間を越えて引き継がれていることは、原爆症と同様に深刻な被害です。

戦前、サイパン・テニアン・パラオやフィリピンは、沖繩県人の移民が多く、「沖繩県南洋群島」と言われ、8万人の移住者のうち3万～4万人が戦死し、そのほとんどが未補償のまま放置されてい

ます。そこで、沖縄戦・南洋戦被害者は、沖縄・民間戦争被害者の会を組織し、全国空襲連に加盟しました。この会は全民間戦争被害者の国家補償制度の確立を目指し、新「援護法」制定運動と国を被告にして謝罪と賠償を求めて沖縄戦国賠訴訟（原告79名）と南洋戦国賠訴訟（原告38名）を提起しました。沖縄戦国賠訴訟は去る9月30日に結審し、来年3月16日に判決となりました。南洋戦国賠訴訟は来年度中に判決となる見通しです。

新「援護法」制定運動は、沖縄県下全41市町村と県議会において保守革新が協力して、文字通り「オール沖縄」で全会一致で可決し、意見書を関係省庁に送付しています。

戦争被害は生命・身体・精神という基本的人権に対する最大の侵害・蹂躪です。基本的人権は、人間が生まれながらに持っている誰も侵すことのできない権利です。戦争は暴力でもって生命・身体・精神を侵害しました。第二次世界大戦における基本的人権の侵害・蹂躪の深い反省から、日本国憲法は基本的人権尊重主義を国家の基本原則と明記し、また、世界人権宣言が確立されたことはよく知られていることです。

このような基本的人権の侵害については、国家無答責論、戦争被害受忍論、時効論は通用しません。戦争を起こした国は、戦争被害について国家補償する義務があります。原爆・空襲・沖縄戦・南洋戦の被害者などは、今までのようなバラバラの闘いでは目的を実現することは困難です。「オール戦争被害者」が一致団結して国に恒久平和の実現と国家補償制度の確立を求めていきましょう。

（おわりに） 国に対して、戦争責任についての詩を朗読して送りたいと思います。

「戦争責任」

他から問われて感ずるものではない、自らに問うて意識すべき罪。忘れてあげようといってくれても、時効にしてはならないもの。信頼の源。」

（再度繰り返す）

（終わり）

和解と恒久平和のために

瑞慶山 茂

二〇一五年には、敗戦七〇年の節目を迎えることとなります。本書の編集・出版は、アジア太平洋戦争を開始した加害者としての日本(国)と、戦争の惨禍を受けた国内国外の一般民間戦争被害者及び被害国とが、加害と被害の実相を明らかにすることによって、ゆるぎない和解を成立させて、日本国憲法前文が定めている「恒久平和」を実現することに役立てることを目的としています。

タイトルの「法廷で裁かれる日本の戦争責任」の「法廷」とは、立法・司法・行政の三権の日本の国家機関のうちの司法の「裁判所」のことであり、戦争犯罪人を裁いた各種の軍事裁判所(法廷)や、市民団体などが開催する「民衆法廷」とは相違しています。

本書の特徴は、日本の国家機関である裁判所が、日本の戦争責任について審理している訴訟や裁判例五〇件を解説している点です。

また本書は、編者や執筆者の見解、政治家や学者の意見・論評等を述べるものではなく、訴訟担当弁護士などが具体的事件について原告と被告の主張が対立する裁判という厳格な法的手続きの中で審理し、証拠に基づいて認定された旧日本軍の残虐非道な不法行為と、その被害事実や結論について客観的に記述しています。その点も本書の意義と特徴です。

●本書で取り上げている戦争責任とは何か

——国家責任としての戦争被害者賠償責任

先の大戦における戦争責任とは、①狭義には、戦時国際法上の戦争犯罪に対する責任であり、②広義には、侵略戦争と軍国主義の支配によって生じた被害に対する責任といわれています。後者には、法的責任のみならず政治的責任や道義的責任も含まれています。

本書で問題にしている戦争責任とは、広義の戦争責任のうち法的責任を意味しています。また、戦争責任には国家責任と個人責任に区分されます。この国家責任と個人責任は、対内的な国内的責任と対外的な国際的責任に分けられます。本書では、国家責任の国内的責任と国際的責任の両面を取り上げています。戦争責任の内容は、加害者である国家(日本)が、内外の戦争被害者に対する謝罪と補償責任としての国家責任のことです。

それは戦争被害者賠償責任を意味し、具体的には戦争被害の中でも生命・身体・精神・自由など、重大な人権侵害(特別犠牲)に対する損害賠償責任であり、軽い一般戦争被害や財産のそれは含まれていません。その中には国と共同で加害行為を行った企業を共同被告とした訴訟もあり、一方、国や企業を被告としないが、個人間の訴訟において重要な論点が日本の戦争責任問題となっている事例も取り上げました。

●現在も続く戦争の惨禍

——未補償のまま放置されている一般民間戦争被害者

一九九三年八月四日には、宮沢喜一内閣の下で河野官房長官が「従軍慰安婦について旧日本軍の直接・間接の関与」と「総体としての強制性」を認め、「おわびと反省」を表明する談話を発表しました(河野談話、

資料編参照。一九九五年八月二五日には、村山首相が植民地支配と侵略によりアジア諸国の人々に多大の損害と苦痛を与えたことを認め、「反省と謝罪」を表明しました(村山談話 資料編参照)。この河野談話や村山談話で述べている日本軍の加害事実と強制性や植民地支配については各小論で解説しているとおり、裁判所が両談話以上に「強い強制性」と不法行為事実等を証拠に基づいて明確に認定しています。この点に関する裁判所の判断は、両談話の歴史的眞実性を担保するものです。

「この戦争は国内外に対して未曾有の惨禍をもたらしました」(憲法前文)。二〇〇〇万人を超えるアジア諸国の人々が死亡し、日本国民も三二〇万人が死亡しました。日本国民の内訳は二三〇万人が軍人・軍属、八〇万人が主に日本国内における米軍による空襲(原爆を含む)、沖繩戦における日米の地上戦等による被害者でした。日本(国)が内外ともに戦争被害の調査をしていないため、その実態が明らかになっていません。「従軍慰安婦」問題、強制連行問題など戦争被害は多種多様となっています。日本の国家としては、外国人戦争被害者の個人に対しては、謝罪も補償もしていません。

日本国内においては、軍人・軍属には恩給法や戦傷病者戦没者遺族等援護法(通称「援護法」)により、現在まで合計五二兆円を超える恩給・援護金が支払われていますが、八〇万人近い一般民間人被害者は、未補償のままいまだに放置されています(例外的に「沖繩戦」や「南洋戦」の場合は、一部を救済し、大半を放置)。戦争の惨禍は過去のことではなく現在も継続しているのです。軍人・軍属との差別は憲法第一四条が定める法の下の平等原則違反です。

●被害回復のための謝罪と損害賠償請求訴訟の提起

放置された内外の一般民間戦争被害者は、長い間の忍耐と沈黙を破り、第二次世界大戦直後から続いた米ソを中心とする東西の冷戦構造体制が緩みだした一九八〇年代末から、とくに冷戦体制崩壊後には、被害回

復運動が活発化していきます。東西冷戦体制の下で、体制維持のために抑えられていた内外の一般民間戦争被害者が、崩壊後は自国や加害国である日本に対して、自己の主張を要求しやすくなったという政治的社会的情勢の変化によると思われる。なぜ戦後長期間経過後に戦争被害損害賠償請求訴訟を提起するのか、との疑問を投げかける意見もありますが、このような国際政治的情勢も反映しているのです。

外国人戦争被害者は一九九〇年代初頭から日本国を被告に、謝罪と損害賠償を求めて強制連行訴訟や性暴力奴隷事件(慰安婦)被害訴訟)など、一〇〇件を超える訴訟を提起しました。その後、国内の日本人戦争被害者である空襲被害者や沖繩戦・南洋戦被害者等が、国に対して謝罪と損害賠償請求の訴を提起しています。これらの訴訟は侵略戦争によって侵害された被害の回復を目的とし、主義・主張・信条等を超えた人道主義優先の性格を有しています。

●国内の戦争被害者に対する補償はなされたか

国内の一般民間戦争被害者に対しても、基本的に謝罪もなく補償もなされていません。前述したとおり、空襲や「沖繩戦」・「南洋戦」等で死亡した八〇万人の一般民間人被害者に対しても、基本的に謝罪も償いもなされていません。国際法違反の原爆による死没者に対する補償等も行われていません。

ドイツ・フランス・イギリス・イタリア等においては、軍人・軍属と一般民間人が、また自国民と外国人が平等に補償されています(軍民平等の原則・内外人平等の原則)。軍人・軍属と一般民間戦争被害者を自国民と外国人を差別している日本は、成熟した国際的な民主国家とは到底いえません。

本書では第VI章で日本人の戦争被害に対する訴訟を掲載しました。とくに近年になって、東京大空襲国家賠償訴訟や大阪空襲国家賠償訴訟、「沖繩戦」被害・謝罪と賠償請求訴訟や「南洋戦」被害・謝罪と賠償請求訴訟が提起されていることが注目されます。「南洋戦」について国内扱したのは、「沖繩戦」より前に

日本人の一般住民が住んでいる地で日米の初めての地上戦が闘われ、民間人が玉碎を強いられるなど悲惨な被害が発生しているからです。

戦後七〇年近く経過してやっと本格的に、国内の被害者が国の戦争責任の履行請求運動に立ち上がってきました。これらの動きは、極めて注目すべきことだと思えます。

●国内における戦争被害者救済運動の問題点

外国人から日本国に対する戦争責任履行請求運動は、前述したとおり、訴訟の提起などを行うことにより活発に行われてきました。日本国内の一般民間戦争被害者救済運動は極めて弱く、これまで見るべき成果をあげてきませんでした。その原因は日本が加害国であり、その構成員としての日本人に加害責任があるか否かの論争が多く、基本的に自ら被害者であり国が加害者であるとの明確な認識が弱かったことが根本的原因と思われる。またそれらの認識は、根拠のない戦争被害受忍論（戦争によりすべての国民は損害を被った）だから、等しく我慢すべきという考え方が、大きな影響を与えていると思われる。

国内における継続的組織的な戦争損害救済運動は、政党・各種団体・学者などの具体的実践的取り組みが弱かったのではないかと懸念されます。

外国人被害者救済運動は、「従軍慰安婦」問題、強制連行問題など外国人個人対日本の問題としてだけでなく、韓国・中国などと日本の国家間の問題として激しく論争を展開し、政治問題化したために、人道主義的立場からの被害者救済という当たり前の要求そのものが、いかにもそもそも正当な根拠を有していないかのように論点をずらされています。問題の本質的論点は、戦争被害者個人に対する日本国の戦争被害損害賠償責任問題です。

そして、日本国内における一般民間戦争被害者救済運動を発展させることは、日本国民が「加害者」としての責任を自覚しつつ、外国人被害者と同様に先の戦争の同じ被害者であり、「日本国家」が同じ加害者であるとの共通認識を深めることになり、外国人被害者との真の相互理解と連帯が生まれるのではないのでしょうか。そうすると、国内外の戦争責任問題は、建設的方向で解決の道が確実に開かれると思います。

●外国の戦争被害者に対する補償はなされたか

外国人戦争被害者個人に対する謝罪と補償も、基本的になされていません。

本書では外国人戦争被害者の謝罪と賠償請求事件を四一件掲載しています。第一章、II章の「従軍慰安婦」、第三章の強制連行、第四章の日本軍による住民虐殺・無差別空爆・機雷・細菌・遺棄兵器、第五章の韓国人・朝鮮人BC級戦犯などです。ここで明らかにしたことは、旧日本軍の残虐非道な人権侵害行為です。

また、これらの訴訟が個人の被害回復だけでなく、主権回復と民族の尊厳と誇りをかけた深い思いで提起されていることも忘れてはなりません。とくに日本では、「従軍慰安婦」訴訟や強制連行訴訟などは、日本の最高裁判所で棄却され、裁判としては終了しましたが、引き続き謝罪と補償要求運動が行われています。韓国内ではより一層引き続き謝罪と補償要求運動が強まっています。韓国大法院（最高裁判所）が日本企業の損害賠償責任を認め、責任を認めていなかった高等法院（高等裁判所）の判決を破棄する逆転判決を言渡し、それを受けた釜山高裁では三菱重工に賠償命令を出し、同社が上告し、大法院で審理中です。三菱重工の賠償責任が確立することは確実視されています。問題の最終解決は、これからの喫緊の課題となってきました。

また、中国でも最近強制連行の被害者たちが、集団で中国の裁判所に日本の企業を被告として損害賠償や謝罪を求める集団訴訟を提起する動きが強まっています。こうしてみると、戦争責任問題は、国家間

の条約などによってのみ解決するのではなく、あくまで被害者個人に対する謝罪と補償なしには解決しませんが、世界の流れは人道・人権の立場から被害者個人の補償へと進んでおり、個人補償がなされるまで活動が続くものと思われまます。

● 最高裁判所も加害行為と被害事実を明確に認定

掲載した訴訟には、最高裁判所判決まで出された訴訟事件と、現に高等裁判所や地方裁判所に訴訟継続している事件があります。前者には強制連行事件や「従軍慰安婦」事件があり、後者には中国・重慶爆撃事件、日本軍毒ガス遺棄事件など継続中の訴訟もあります。前述したとおり前者は訴訟としては終了したが、事件として未解決であり、そのほとんどがなお継続的に謝罪と補償要求運動を行っています。

判決では、被害者側「敗訴」がほとんどですが、この「敗訴」判決のほとんどが、国や日本企業の不法行為や債務不履行の事実を認定しています。しかし、時間経過という時効論（結果発生から三年または一〇年）や除外期間（結果発生から二〇年）、戦争被害受忍論や明治憲法下では国家は不法行為責任を負わないとする不当な国家無答責論などにより、国や企業の法的責任を認めなかったに過ぎません。

国や企業は、時の経過論等により救われたにもかかわらず、あたかも不法行為としての残虐非道の加害事実さえもなかったかのように宣伝しています。しかし、裁判所が残虐非道の加害行為を証拠に基づいて不法行為と認定した事実、誰も修正できず否定できません。

● 国の実質的敗訴と評価する見解も

二〇〇七年四月二七日、最高裁判所は中国人強制連行事件（西松建設事件）や中国人「従軍慰安婦」事件において、被害者の損害賠償請求を拒否しました。しかし、中国の請求権放棄を理由に請求を棄却する場合は、

論理的には被害事実の認定を行う必要性はないにもかかわらず、異例にも判決文中において、詳細な被害実態の認定（不法行為事実の認定）を行うとともに、国や加害企業における「被害者等の被害の救済に向けた努力を期待する」旨の特別な言及を行いました。

これは最高裁が、自らの司法としての被害の救済の責任を回避したものの、戦争被害者の告発・損害賠償請求の正当性を無視することができなかったことから、わが国の政府・加害企業に対して、被害実態の悲惨さに留意を促して、政治的・道義的見地から「和解」や「救済措置」を講ずる努力を行うことを求める意図から出たものであることは、明らかだと思います。この最高裁判決の不法行為事実の認定や付言内容から、国が実質的に敗訴したと評価する見解もあります。そこで思い出されるのが、ドミニカ移民集団損害賠償請求事件の二〇〇六年六月の東京地裁判決です。

判決は、国策の誤りと被害事実を認定し、違法と判断して国の責任を全面的に認める一方で、二〇〇年の除外期間の経過によって請求権は消滅したとして訴えを棄却しました。しかし当時の小泉首相は、「国の実質的敗訴だ」と認識し、国の正式の謝罪と最高二〇〇万円の見舞金（実質的な補償金）を支給しました。判決の事実認定を受けて政府が非を認めて決断することにより、問題は解決しました。

前記の西松建設事件などにおいては、真実と正義の前に国と企業は敗訴したのも同然です。最高裁判決の不法行為事実の認定と付言事項を受けて、政府・関係企業が決断をすれば解決は可能であったにもかかわらず、決断せずに放置しています。

● 時の経過による国家責任の免罪は許されない

国、企業は不法行為を認定されても、時効・除外期間経過によって助けられています（国、企業の実質敗訴）。真実は事実として永久に残り、時が経過しても消滅することはありません。殺人犯の例に即して説明すれば、

殺人犯が人を殺害していながらも、たくみに捜査の目を眩ませて時が経過し、時効によって免罪される例と酷似しています。何人たりとも納得しないでしよう。

侵略戦争であったアジア太平洋戦争においては、国内外において二〇〇〇万人を超える一般民間人が死亡しているのですから、時の経過によって免罪されることは、人道と正義に反しています。「戦争犯罪に時効はない」というのが国際法上の常識となっています。

●謝罪と償いが和解と恒久平和の礎(いしずえ)

加害者が被害者に対する謝罪と償いをしてこそ、加害者と被害者の信頼関係が生まれ、和解が成立します。加害者による謝罪と償いが和解の基礎です。まず加害者である日本(国)が、加害責任を果たすべきです。同時に、それを受けて被害者(被害国)は、信頼と互譲の精神を発揮して和解を成立させる責務があります。戦争責任とは加害者責任のことですから、加害者である日本が、国家として国内外の一般民間戦争被害者に対して謝罪と償いをするところから和解が生まれ、国内外の和解が礎となり恒久平和が生まれるのです。

●「戦後世代」にも個人の戦争責任はあるのでしょうか

先の大戦終了後に生まれた「戦後世代」(人口の八割余を占めている)にも、個人の戦争責任はあるのでしょうか。一般国民の個人責任については、戦争当時の社会的地位や階層、職業などによってさまざまに議論されると思いますが、国家権力の側に立っていないなかった大多数の国民は、戦争被害者そのものであったという事実と、日本人である限り日本国家の加害行為に進んで加わったり、あるいは傍観し、阻止出来なかった(阻止しなかった)加害責任があると言わなければなりません。

では、戦後世代はどうでしょうか。世代を異にするとしても、日本国に日本人として日本民族の連続性の中に生まれ生きて生活している以上は、前世代の同胞の行為から生じた「資産」も「責任」も自動的に「相続」されると考えられます。戦後に出生しても、出生した国は別天地ではなく、戦前からの文化的・社会的・政治的などさまざまな歴史的要素(国家責任を含めて)を引き継いだ日本国家であり、日本人としてその一員となったのです。その限りにおいて戦前世代の遺した責任も当然「相続」すると考えるのが自然と思われれます。

●戦後世代の責任——間接責任・政治的責任・道義的責任

この戦後世代の責任は、国家に対し国家責任を履行させるための個人責任という立場であり、個人として直接的に対外的、対内的に賠償責任を負うわけではありません。いわば間接責任の一種です。ただしこの場合の戦争責任は、法的賠償責任ではなく、政治的責任と道義的責任です。だからこそ「戦後世代」は、国のあり方について積極的に考え、参加し、戦争責任問題についても発言し、この問題について一日も早くピリオドを打ち、「恒久平和」実現に向けて、各人が可能な限り継続的に努力してほしいと願っています。

●編集協力・宇都宮軍縮研究室

私は、宇都宮軍縮研究室発行の月刊「軍縮問題資料」(現在休刊中)の編集責任者をしていますが、二〇〇六年十一月号から二〇一〇年一月号で、連載特集「法廷で裁かれる日本の戦争責任」を掲載しました。今回、これらの連載の単行本化を企画し、宇都宮軍縮研究室の協力を得て掲載原稿のまま、または加筆修正のうえ本書に集録しました。雑誌掲載原稿でも編集の関係上割愛したものがある一方、重要な事案の訴訟については、新たに執筆依頼をして集録しています。

執筆者は、原則として訴訟担当弁護士としましたが、諸事情により一部は担当弁護士以外のこの種の訴訟に詳しい弁護士が執筆しました。取り上げた訴訟は五〇例、執筆弁護士は四二名となっています。執筆者

各人はいずれもこの種の戦争被害関連訴訟等に熟達した弁護士です。

各小論は独立して完結していますので、どの小論から読んでいただいても理解できるように工夫しています。本書関連の法律用語などの解説も掲載し、重要な資料も添付しました。



四年ほど前に本書の出版を企画し、それぞれの執筆者に原稿への加筆修正などをお願いしていましたが、私が二〇一〇年一〇月に沖縄・民間戦争被害者の会を結成し、その後「沖縄戦」と「南洋戦」被害・謝罪及び国家賠償訴訟を提起し、各弁護団長を務めることになったため、編集作業が中断していました。

執筆者のみなさまには大変ご迷惑をおかけしましたが、ご協力とお力添えにより、このたびようやく出版の運びとなりました。本書がアジア太平洋戦争の国内外の一般民間戦争被害者の救済運動の進展と、日本とアジアとの和解・恒久平和実現のために多少なりとも役立つことが出来ればと思います。

最後に原稿転載などを快く了解して編集にご協力いただきました宇都宮軍縮研究室の宇都宮恭三氏、宇都宮あき子氏、そして出版の労をとってくださった高文研編集部の山本邦彦氏に心から感謝を申し上げます。

二〇一四年一月七日

【宇都宮軍縮研究室について】

一九八〇年五月に当時参議院議員の宇都宮徳馬氏（一九〇六年～二〇〇〇年没）が創設した、軍縮について研究する研究室（シンクタンク）。徳馬氏は、陸軍大将宇都宮太郎の長男として出生。京都帝国大学経済学部在学中に社会科学研究会のリーダーとなり、検挙され退学。昭和四年に治安維持法違反で投獄。戦後は、

自由党、日本民主党、自民党などから衆議院に二〇回当選。参議院は無所属で二回当選。この間、五八年には自民党副幹部長などを務めた。日中国交回復に力を尽くしたことをはじめアジア・アフリカ・ラテンアメリカ・ヨーロッパ・アメリカなど世界各国を歴訪し、平和軍縮外交を進めた。

八〇年六月の参議院選挙で有罪法制定論を唱えて自衛隊統合審議議長を解任されたタカ派の栗栖弘臣氏が出馬することに対抗して、ハト派の河野洋平議員（後の自民党総裁、衆議院議長）らが一度は引退を決定した宇都宮氏を説得し、東京地方区から出馬を決意。激選の末、宇都宮氏が当選。その選挙の公約である「軍縮推進」のために、国会内には超党派の国際軍縮促進議員連盟を設立し、三七〇名を超える議員が参加し、同時に、外部の研究の機関として「宇都宮軍縮研究室」を創設。同年一〇月には軍縮学生連盟も発足し、当時の学生は現在各界で活躍している。

八〇年九月からは月刊「軍縮問題資料」を発行、議員や文化人などに精力的に無料配布し、八一年七月号から全国の書店に配布した。原爆の惨たらしさを世界に知らせるために10フィート制作の「原爆写真帳」を英訳、アメリカをはじめとして各国に「軍縮行脚」を行った。さらに、「ヒロシマ・ナガサキの経験を二度と人類にさせてはいけない」と核の悲惨さを訴え、戦争の惨禍を被り米軍基地の重圧下の沖縄の問題にも精力的に取り組んだ。日本では初めて新聞紙上に全面意見広告を一〇数回にわたり掲載し、草の根平和運動の啓蒙啓発活動に力を注いだ。「軍縮問題資料」の最高発行部数は三万部を数え、内容が世界にわたって豊富なことから、エール大学、ボン大学やマサチューセッツ工科大学など世界の有名大学図書館にも購読されていた。

「軍縮問題資料」は二〇〇四年にいったん休刊したが、「宇都宮軍縮研究室」そのものは廃止することなく存続。宇都宮軍縮研究室の了解の下に國弘正雄氏（元テレビキャスター）、元参議院議員、英国エジンバラ大学特任客員教授）らを中心に結成された「軍縮市民の会」より「軍縮問題資料」は継続発行されることとなった。二〇一〇年一二月号で休刊となり、現在に至っている。

瑞慶山 茂 (ずけやま・しげる)

弁護士。1943年6月、日本の委任統治領であった南洋群島パラオで生れる。1歳の時、米軍の空襲を避けるための避難船が沈没、奇跡的生還。姉(3歳)は水死。1946年沖縄県に引き揚げ。66年琉球大学法文学部卒。68年第9回世界青年学生平和友好祭(ブルガリア首都ソフィア)の日本代表、アメリカの軍事支配下の沖縄問題を世界の青年に訴える。

1971年弁護士登録。94年千葉県弁護士会会長、関東弁護士会連合会常務理事、日本弁護士連合会理事、商工ローン被害対策千葉県弁護士団長を歴任。現在、月刊「軍艦問題資料」編集責任者、東京大空襲訴訟常任弁護団、沖縄・民間戦争被害者の会顧問弁護団長、「沖縄戦」被害・国賠訴訟弁護団長、「南洋戦」被害・国賠訴訟弁護団長、「赤ちゃんの急死訴訟研究会」代表世話人、弁護士法人瑞慶山総合法律事務所代表などを務める。

著書『災害事故トラブル解決大百科』(共著、講談社)『沖縄返還協定の研究』(汐文社)など。

法廷で裁かれる

日本の戦争責任

■日本とアジア・和解と恒久平和のために

●二〇一四年三月二十五日 第一刷発行

編者／瑞慶山 茂

発行所／株式会社 高文研

東京都千代田区猿樂町二丁目一八

三恵ビル(〒一〇一〇〇六四)

電話 03-3295-3415

振替 001600618956

http://www.kobunken.co.jp

印刷・製本／モリモト印刷株式会社

★万一、乱丁・落丁があったときは、送料当方負担でお取り替えます。

ISBN978-4-87498-539-7 C0021

「法廷で裁かれる沖縄戦—被害編—」（高文研）

用語解説

著者 瑞慶山 茂

4 【沖縄戦】 アジア太平洋戦争の末期において、日本の国内の住民地区で唯一の戦場となった戦闘である。第二次世界大戦の後半、イタリアとドイツが降伏し、連合軍と唯一戦争継続の最中にあった日本を攻略するため、連合軍は1944年9月に早くも沖縄攻略作戦を計画していた（アイズ・バーグ作戦）。アメリカ軍を主力とする連合軍は、日本領土の一部である沖縄を軍事占領することで日本政府の継戦意欲を削ぎ、軍事的には沖縄全島を基地化することにより南西諸島の制海権・制空権を確保して日本本土攻略の強固な軍事拠点築こうとしたのである。

一方、日本本土へのアメリカ軍の侵攻作戦が時間の問題とみた大本営は、本土決戦に備える時間確保の必要に迫られ、そこから沖縄を本土侵攻を可能な限り食い止めるための持久戦とする構想を描いていた。要するに、沖縄県民の命は本土防衛と本土に展開する兵力温存のための“捨て石”とされたのである。最近、強く言われている米軍基地の沖縄に対する集中押付けと同様に、日本政府の沖縄に対する「構造的差別」の典型である。

米英の連合軍は1945年3月26日に渡嘉敷島をはじめとする離島を占拠し、同年4月1日、沖縄本島中部（嘉手納・北谷海岸）へ上陸した。その中心部隊はアメリカ軍55万人であった。日米両軍は嘉敷、浦添、前田などで激戦を繰り広げ、短期間に双方に多大の被害を出したが、日本軍は6月になると、本島南部の摩文仁半島に敗残兵3万人、住民10万人が追いつめられた。6月23日には牛島満軍司令官、長勇参謀長が自決し組織的戦闘は終わったが、9月7日に嘉手納で降伏調印式が行われるまで小規模の戦闘が続いた。これら一連の沖縄戦の過程で、避難していた壕から住民が日本軍によって追い出されたり、戦闘への支障と秘密性保持などを理由に殺害されたり、強制「集団自決」に追い込まれたりする残虐非道行為が繰り返された。この結果、日本人犠牲者は18万8136人に達する。これにアメリカ軍の戦死者1万2520人を加えると総計20万656人と記録されている。95年に摩文仁丘に建立された“平和の礎（いしじ）”には、その後確認された戦死者や在沖縄朝鮮人らの犠牲者を加え、24万1336人（2015年6月29日現在）の名が刻まれている。

5 【沖縄のアメリカ軍による軍事占領の国際法違反】 沖縄は国内における唯一の日米軍の地上戦が行われ、アメリカ軍に軍事占領され、沖縄県民は27年間米軍の軍事的統治を体験した。1945年3月26日、米軍が慶良間列島に上陸、4月1日には主力が沖縄本島に上陸して日本軍守備隊と住民を巻き込む地上戦にはいった。そのなかで、太平洋艦隊司令官チェスター・ニミッツ海軍大将による布告第1号〈米軍占領下の南西諸島及びその近海居留民に告ぐ〉（通称ニミッツ布告）にはじまる、権限の停止、戦時刑法、金融機関の閉鎖・支払い停止、財産の管理など10布告が発せられ、5日には読谷村比謝に米軍海軍軍政府を設置、占領地域における軍政を開始した。アメリカ軍はその根拠を「ハーグ陸戦条約（条約附属書・陸戦の法規慣例に関する条約第3款第42条）」に基づく（敵国の領土における軍の権力）（戦時占領）の確立であると主張しているが、それは誤った見解である。それが沖縄戦継続中やその終了後短い期間ならば占領地として米軍が「戦時占領」することは、前記国際法で認められている。

しかし、長期にわたる占領や軍事基地建設は同条約に違反している。すなわち、46条「私権の尊重」では、私有財産の没収を禁じ、「敵の財産の破壊、又は押収の原則禁止」していることから、いずれにしても日本本土が敗戦後におかれたような、ポツダム宣言（降伏条件）履行のための“保障占領”と明確にことなっている。軍事占領地では住民は捕虜収容所に隔離され、行政権・司法権が真空化した状態のなかで、日本軍軍用地だけでなく民有地・農耕地も直

接支配下におかれ米軍の戦闘推進のために使用された。6月23日、日本軍の組織的抵抗が終わり、8月、日本が降伏したのちも“戦場の継続”としての軍事占領が全島でつづけられた。沖縄占領と統治の特異性は、その始まりにもあらわれている。前記国際法の原則からして、アメリカ軍の軍事基地建設は国際法違反である。その実質が現在も続いているのである。

1952年4月28日、対日平和条約（サンフランシスコ条約）が発効したことで、日米間の戦争状態は終結し独立回復がなされた。しかし沖縄は、平和条約第3条により日本本土から分断され、アメリカの施政下にとどめられた。4月28日は現在沖縄では「屈辱の日」と呼ばれ、強い抗議行動が行われている。巨大な軍事基地権益を手放すつもりのない米政府は、“民政府”設置と“任命知事”導入でうわべを取りつくろいながら、国防長官-高等弁務官（軍人）-行政命令（布令）による軍政（軍事占領）を実質的に継続した。アメリカ政府（実体は軍事占領政府）は自らの占領支配の意思を「布令」という形式にした。53年4月公布された「米民政府布令第109号」は、土地を軍用地として収用するための強制手続を定めた。住民は“銃剣とブルドーザー”による土地取り上げに島ぐるみ土地闘争で抵抗した。そのなかから、“核も基地もない沖縄”をめざす本土復帰運動が形成されていった。

1972年5月15日、沖縄返還協定により、27年ぶりに沖縄の日本復帰が実現した。しかし、同協定第2条（安保条約の適用）と第3条（基地の使用）により、本島の2割をしめる広さの米軍基地の存続は従前どおり保証されたので、“異民族支配”に終止符は打たれたものの、沖縄の軍事的な“占領状態”が終わることはなかった。「核抜き本土並み返還」は砂上の楼閣と化しており、今日の沖縄で深刻な問題となっているアメリカ軍基地は、そもそもその発端から国際法違反の存在である。

- 11【外交保護義務（違反）】 空襲被害者らは国際法違反行為を行ったアメリカ政府に対して被害者個人としての戦争損害賠償請求権を有すると解する見解がある。しかし、1951年9月8日に締結された対日平和条約第19条（a）において戦争や戦争状態から生じた国民の損害賠償請求権を放棄すると規定されている。国が、対米請求権を放棄したと解釈すれば、日本国憲法下でそれによって不利益を受けた空襲被害者ら一般戦争被害者がアメリカ政府に対して有する損害賠償請求権を保護（不利益の解消）する義務を負うものである（外交保護義務）。国はこの被害者らにとって不利益である外交保護義務違反状態を解消し、被害者らの権利を保護するための立法義務を負うとする主張。
- 14【海戦法規（ハーグ条約）】 海上の戦闘に関する国際法上の規則の総称。その主な規則は1866年のパリ宣言、1907年のハーグ平和会議の多数の条約によって成文化された。1909年のロンドン宣言も重要な規則を成文化したが、正式に効力を発生しなかった。
- 15【海戦法規に関する宣言】 1909年2月26日ロンドン海戦法規会議の結果採択された条約。英国内の反対もあり、署名されただけで批准が得られず、発効しなかった。ただし、内容的には従来の慣習法の法典化であり、第一次世界大戦後、実際の戦争でよく遵守された。戦時封鎖、戦時禁制品、非中立役務、被捕捉中立船の破壊、国旗の移転、敵性、軍艦の護送を受ける中立船の臨検免除、臨検に抵抗する船舶の没収、交戦国の捕獲権適用の場合の損害賠償を規定している。
- 18【艦砲射撃】 軍艦が装備した大砲による対地射撃。日本軍が初めて発案し実行した攻撃方法であり、1942（昭和17）年10月のガダルカナル島の飛行場に戦艦が実行。それをまねたアメリカ軍は44年6月のサイパン戦や45年3月の沖縄戦から本格的に実行し、45年7月に岩手県の釜石、茨城県の日立・水戸、千葉県の手賀沼において艦砲射撃が実施された。

38【原爆投下裁判】 (概要) 東京裁判の戦犯弁護活動にかかわった大阪弁護士会所属の弁護士岡本尚一が若き弁護士松井康浩とともに、ビキニ事件がおきた1954年、原子爆弾の被爆者下田隆一らを原告とし国(日本政府)を被告として提起した裁判。原告は広島・長崎への原子爆弾投下が国際法違反だと主張し、国家賠償法により損害賠償を請求したが、被告はこれを認めず国際法専門学者による鑑定の結果に待つとした。判決は原告の損害賠償請求を棄却したが、原告の主張と学者たちの鑑定結果にそって原爆投下が国際法違反だと認定した。その要点は①原爆投下(無差別爆撃)とその効果(被害の残虐性・非人道性)、②国際法による評価、③国内法による評価、④被害者の損害賠償請求権、⑤対日平和条約による請求権放棄、⑥請求権放棄による被告の責任に及んだ。原告は主張が実質的に認められたとして控訴せず、また勝訴した被告も控訴せず、東京地裁判決が確定した。原爆投下が国際法違反だと初めて判断した本件は「下田事件(Shimoda Case)」として世界的に知られている。(東京地方裁判所判決、1963年12月7日「法廷で裁かれる日本の戦争責任」452頁、高文研発行)

(影響) 国内法ではこの裁判提起を契機に「原爆被害者医療法」(1967年)が制定されたが、判決は一歩進んで戦争災害の結果責任に基づく国家補償法(被爆者援護法)の必要にも言及した。国際法による評価の点では、原爆投下時点での「戦争法」(慣習法と条約)の法理を適用している。本件判決は、ハーグ法とジュネーブ法という基本枠組みを継承した「国際人道法」の発展過程において、“核兵器”それ自体と核兵器の使用に関する法理の原点を示したといえよう。このことは、核兵器使用の一般的違法性を認めた国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見(1996年)で実質的に継承され展開されている。なお付言すれば勧告的意見の問題点は自衛権論と核抑止論を取っている点である。

52【公法上の損失補償】 国、公共団体等の公権力の主体が適法な公権力の行使により加えた特定人の経済上の損害に対して、その損害を補填するために金銭その他の財産的給付を行うことをいう。行政上の損失補償ともいう。土地収用に対する補償などがこれに当たる。憲法は、私有財産を公共のために用いるについて正当な補償を要求し、損失補償の制度について一般的基礎を置いている。→国家の不法行為責任(公権力の行為が違法な場合は不法行為責任が成立する)

58【国家責任】 ①国内法上は、国家の不法行為責任や国家賠償責任と同義。国家が違法に人民の権利を侵害した場合の賠償責任(国家の不法行為責任、国家賠償法)。②国家が国際法上の義務違反に対し、国際法上負う責任。国家機関の故意または過失によって国際義務違反が生じた時に成立する。この責任を解除する方法としては、原状回復、損害賠償、違法行為の否認、陳謝、責任者の処罰等がある。

60【国家の不法行為責任と国家無答責の法理】 国または公共団体が違法に人民の権利を侵害した場合の賠償責任。国家賠償責任ともいう。旧憲法下では、公権力の行為に基づく損害の賠償責任が認められない(国家無答責の原理)など、これに関する一般的規定がなく、必ずしも確立したものではなかった。現行憲法ではこれを明定し、憲法の規定に基づいて国家賠償法が制定されている。

61【国家賠償責任】 →国家の不法行為責任

62【国家賠償法】 昭和22年法律125号。国又は公共団体の不法行為による損害賠償責を定めた憲法17条の規定に基づき、その具体的要件を定める。国または公共団体の賠償責任につき、公務員の公権力の行使に基づく損害、公の営造物の設置・管理の瑕疵(かし)に基づく損害に分け

て、規定し、本法の規定によるほかは民法の規定を運用することとしている。（国家の不法行為責任）

63【国家補償】 国家作用（行為）によって生じた損失を填補すること。その種類としては、適法な国家作用に関する公法上の損失補償、違法な国家作用に関する国家の不法行為責任、適法・違法を問わない結果責任に基づく国家補償がある。狭義では、公法上の損失補償を指す。→公法上の損失補償、国家の不法行為責任

88【心的外傷後ストレス障害（PTSD）・外傷性精神障害】 沖縄戦に起因する心的外傷後ストレス障害（PTSD）は、戦時戦場体験に起因する外傷性精神障害の一つである。自然災害や戦争・事件事故など、生死に関わるような体験をきっかけに起きる精神疾患。症状は、体験を何度も思い出したり夢に出てきたりする「再体験」や、気持ちが不安定になって眠れなくなったりする「過覚醒」など。厚生労働省のガイドラインによると、災害や広域犯罪では、半年以内の罹患率は3～4割程度。うち半数程度は自然回復する。一年後の罹患率は1～2割程度で、慢性化するとされる。

1945年の沖縄戦を体験した沖縄の高齢者の4割が、現在心的外傷後ストレス障害（PTSD）を含む外傷性精神障害に罹患している可能性が高いことがわかった。沖縄戦被害の際立った特徴である。沖縄の研究者グループが約400人を対象に調べた。68年経ってなお、4割もの人に症状がみられる背景には、沖縄戦が激烈な地上戦だったことに加え、米軍基地が身近に多く、戦争を思い出しやすい環境があると研究者たちはみている。空襲被害者にも罹患率が多いことが指摘されている。沖縄戦訴訟や南洋戦訴訟の被害者の中には、多数の罹患率が高いことが、精神科医磯塚亮二の診断で明らかとなっている。

109【戦闘参加者】 戦闘地域の陸軍海軍の現地軍部隊長等の要請（指示）に基づき、戦闘に参加させられた者または戦闘補助に携わり死亡・負傷した者（援護法2条3項2号該当者）。戦闘参加者は、準軍属の一類型で軍人同様に援護法による各種補償の対象となる。準軍属とは直接軍に雇用されたものではないが、軍の命令により直接の戦闘または戦闘を補助する用務に携わった者や国徴用令などにより総動員業務に従事させたりした者など、国との雇用類似の関係にあった者をいう。

特に法令上の根拠はないが、昭和34年1月1日に適用開始されたもので、年齢制限はないが地域は限定され、地上戦闘など行われ戦場となった沖縄、満州、サイパン、テニアンなどの南洋群島、フィリピン群島などの地域に限定されている。

これらの者は、この制度が法律に基づかないため、実際に軍事行動によって負傷または死亡した者（戦時災害）のみが法令上の戦闘参加者の身分を取得する。一般的に戦闘参加者という身分そのものがあるのではない。戦闘参加者の3要件としては、（1）陸海軍の要請または指示があったこと、（2）直接戦闘に参加または軍の戦闘行為を補助したこと、（3）原則、戦時災害による傷病であること、となっている。上記3要件に該当しない者、例えば空襲による一般犠牲者等は戦闘参加者としては認められない。一般民間人が戦争に巻き込まれて死亡などしても、補償の対象にはならない。その点において、軍人軍属と一般民間人は同じく戦闘行為による被害としても不平等扱い（差別）が生じているのである。

（沖縄戦の戦闘参加者）

援護法の米軍占領下の沖縄へ適用は、次の経過による。

日本国内で住民地区で唯一の地上戦が闘われ、多数の犠牲者が出た沖縄は、戦争終結後も引き続きアメリカ軍に軍事占領され、軍人軍属中心の戦傷病者戦没者遺族等援護法（1962年制定）が当初適用されず、一般住民はもとより軍人軍属も含め「援護金」は支給されなかった。

焦土と化した沖縄では、県民の生存が危機に瀕していた。被害者は、国に対して必死に援護法の適用運動を展開した結果、1953年に援護法が適用された。

しかし、それは軍人軍属のみに補償され（沖縄戦関係では28,228人に対してのみ）、圧倒的多数の一般住民被害者は適用外とされた。

これには、一般民間戦争被害者が我慢（受忍）できず、遺族会を中心に世論が高まり、全民間戦争被害者救済と援護法の沖縄への適用運動が広がり、対日本政府交渉を粘り強く行った。

その結果、政府は1957（昭和32）年に一般住民被害者の中で「戦闘参加者」と取り扱うべき事例20項目（食糧提供、壕の提供など）を決め、それらに該当するときは「戦闘参加者」、すなわち「準軍属」として援護法を適用すると決定し、一部の住民を救済する措置をとった。（戦闘参加者20項目）

(1) 義勇隊 (2) 直接戦闘、(3) 弾薬・食糧・患者等の輸送、(4) 陣地構築、(5) 炊事・救護等の雑役、(6) 食糧供出、(7) 四散部隊への協力、(8) 壕の提供、(9) 職域（県庁職員、報道関係者）、(10) 区（村）長としての協力、(11) 海上脱出者の刳舟輸送、(12) 特殊技術者（鍛冶工、大工等）、(13) 馬糞蒐集、(14) 飛行場破壊、(15) 集団自決、(16) 道案内、(17) 遊撃戦協力、(18) スパイ嫌疑による斬殺、(19) 漁撈勤務、(20) 勤労奉仕作業

この20項目は、食糧供出や壕の提供などのように任意になされた表現となっているが、いずれも軍の強制・命令に基づくものであるところ、実態を隠蔽する表現となっている点、強い批判がなされている。

日本政府が、もしこのような部分的救済措置でもとらなかつたならば、沖縄の世論は、日本政府への批判が高まり、アメリカの支配を揺るがす大運動に発展したことは確実だったと見られたからであった。

しかし、この措置は同じ被害を受けた一般住民の中に選別（差別）を持ち込み、それによって県民世論は分断され、その後、全民間戦争被害者救済運動は沈滞し、事実上消えてゆく。

（戦闘参加者認定と一般住民間差別）

戦後になって事後的に日本政府が作り出した基準による一般住民の「戦闘参加者」は、同じ戦争被害者である一般住民の選別（差別）でもあった。

両者は沖縄戦の一般民間人被害者という点では全く同じである。沖縄戦の被害者は日本軍の軍事作戦行動に従ったために被害を受けたものであり、選別自体根拠はなく不当なものである。

戦闘参加者として取り扱われた一般住民は、「準軍属」として軍人軍属と同額の補償がされている。一般住民の「戦闘参加者」の受給者数は、沖縄県福祉・援護課の統計資料では、平成23年3月末現在52,332人にのぼっている。

（放置されている死者約7万人・負傷者5万人）

「戦闘参加者」概念から外されている援護法未適用者は、沖縄県の資料によると38,900人余であるが、その数字は戦争被害調査に基づくものではなく、統計の机上の計算で、実態からかけ離れている。これに、船舶撃沈による死者や戦争マラリア死者などの被害者が統計上の対象となっていない。沖縄県民の戦死者を15万人と推定した場合は、未補償の死没者数は、15万人から、軍人軍属28,228人と戦闘参加者として取り扱われた焼く52,332人を除いた69,440人と計算される。負傷者で後遺障害者も推定5万人が放置されている。

（沖縄・民間戦争被害者の会の結成と救済運動の展開）

未補償の民間戦争被害者は、2010年10月に「沖縄・民間戦争被害者の会」を結成し、立法救済運動と国を被告とする「謝罪と国家補償」を求める集団訴訟の提訴を決定した。この沖縄戦被害国家賠償訴訟は、この流れの中で提起されたものである。なお付言するに、一般民間戦争被害者救済立法運動は、全国的に展開されており、現在、国会内には立法促進のための超党派の議員連盟が結成され、活動を続けている。

127【天皇（昭和）の戦争責任】 戦後70年を超えても、アジア太平洋戦争に関する戦争責任がなぜ問題となるか。

対外的には、今なお慰安婦や強制連行、朝鮮人・台湾人軍人軍属、朝鮮人被爆者などからの

補償要求・謝罪要求が出されている現状がある。戦争や植民地・占領地支配によって筆舌に尽くしがたい惨禍を被ったアジア・太平洋地域の諸国民にとっては、日本の侵略による被害は過去のことでなく明らかに現在の問題である。

対外的な問題だけでなく、国内においても戦争と軍国主義・植民地支配は、未だに癒やされぬ多くの傷跡を残している。国内における空襲被害者、被爆者、沖縄戦における住民虐殺や「集団自決」の問題などからも分かるように、今なお戦争によって被った精神的・肉体的苦痛を被っている人々がいる。そして、国内外の戦争被害者に対する日本国家からの謝罪と補償が皆無に等しい状態で放置され、日本国に対する国家賠償責任追及の法的手段が講じられるなど未解決な問題となっている。その責任を誰が負うべきかは、議論になることは当然の道理である。

ここでいう戦争責任とは、国内外の戦争被害救済責任のことである。戦争の後始末の一つとして、戦争責任が問われるのは当然である。戦争責任を問題にすると、昭和天皇を含む政府・軍の指導者個人に対する「死者に鞭打つ」非難・弾劾を行うことではない。再び戦争が起こらないようにするため、確かな土台作りのために必要不可欠である。戦争責任には国家の戦争責任と天皇の戦争責任問題、国民の戦争責任問題等がある。ここでいう戦争責任とは、国民の生命・身体・財産・文化等の全戦争被害に対する法的責任・政治的責任・道義的責任のことである。アジア太平洋戦争について、昭和天皇は戦争責任があるか否かについて、肯定論・否定論がある。

昭和天皇の戦争責任の内容と国家の戦争責任との関係

(1) 昭和天皇の戦争責任の具体的内容

天皇の戦争責任は詳細に検討すれば、実はそれは複合的な内容をもっている。

- ① 国家の最高責任者（元首）として日米開戦を決定・承諾した開戦の責任
- ② 国務と統帥（軍事）を統轄できる唯一人の最高責任者として戦争を遂行した責任
- ③ 最高軍事命令（大本营命令）の唯一の発令者としての責任
- ④ 統帥権の実際の行使者として現実の作戦指導・戦争指導を行ったことに伴う責任
- ⑤ 戦争終結決定遅延責任、サイパン陥落により日本の敗北が決定的になったとき及び戦争終結の近衛文相上奏を拒否した点、特に戦争を終結しなかったために被害を拡大させた責任

などから構成される。

(2) 国家責任との関係

これからもわかるように、天皇の戦争責任はまさに国家の戦争責任の中核をなすものである。つまり、天皇の戦争責任を曖昧にすることは、国家の戦争責任をうやむやにすることである。一般国民の戦争被害者に対する国家の戦争責任を曖昧にしている。天皇無答責論は、国家無答責論の根拠となっており、ひいては戦争被害受忍論の理由とされ、戦争被害者（空襲被害者や沖縄戦被害者、原爆被害者）を救済せず放置している流れとなっている。ここであえて天皇の戦争責任を論ずる意味は、日本国が国家として戦争被害者に対する救済を放置している現実があり、国家責任として、一般民間戦争被害者の救済が強調されだしているから、天皇の戦争責任を論じざるを得ないのである。なにも昭和天皇を個人的に感情的に非難しているからではなく、歴史の総括のため客観的な理由がある。戦争責任の所在を曖昧にすることは歴史を歪曲することであり、教育・マスコミ報道を通じて、日本国（日本人）の歴史認識・国家認識をゆがめ、ひいては国際的な批判・反発を招き、結局は日本人に跳ね返ってくるのである。

平成天皇は昭和天皇の戦争責任を承継するか

なお、昭和天皇に戦争責任があるとするれば、昭和天皇の子である平成天皇には昭和天皇の戦争責任を承継するか否かも問題となる。

賛否両論あると考えるが、特にその点を論じた書籍等は見当たらない。太平洋戦争の戦争責任を国民が負うか否かも論じられている。現在の国民も戦争責任として間接的責任・政治的責任・道義的責任を負うとする立場とパラレルにして考えると、平成天皇にも同様の戦争責任が

あると考えることも一理はある。皇室として相続が行われる事実等、戦前から承継されている点もその根拠となると考えられる。平成天皇が高齢にもかかわらず、アジア太平洋戦争での戦没者の慰霊のために沖縄・サイパン・パラオ・フィリピン等まで出かけていることは大変注目しているが、アジア太平洋戦争についての反省から出てきているものであるか否かは判然としない。

128【天皇（昭和）の沖縄戦における戦争責任】 昭和天皇のアジア太平洋戦争における戦争責任があることは、天皇（昭和）の全体的戦争責任のところで述べたとおりである。それに加えてここでは沖縄戦について、昭和天皇の戦争責任について述べる。

ここでいう戦争責任は、沖縄戦による沖縄県民の生命・身体・精神・財産・文化等の全被害に対する法的責任、政治的責任、道義的責任のことである。この根拠として次の諸点を列挙する。

- (1) 天皇直轄の大本営が1944年3月22日に大本営直轄の第32軍（南西諸島方面防衛軍・沖縄守備軍）を創設し、国体（天皇制）護持・本土防衛のための沖縄捨て石作戦の軍事基地としたことにより、必然的に米軍との戦闘行為が発生し、それにより沖縄県民に深刻な被害をもたらした責任
- (2) 元首相近衛文麿が1945年2月14日に天皇に敗戦は必至であるとして早期の戦争終結を勧告したのに対し、天皇は米軍に打撃を与えてから講和を模索するとして拒否したことにより、その後の沖縄戦を回避しなかった責任
- (3) 沖縄戦開始後には、1945年5月4日に第32軍に対して長期持久戦の作戦を短期決戦に変更させて大敗北を期し、県民を護るべき立場にあった第32軍の精鋭部隊など約6割を壊滅させて第32軍に著しい戦闘能力低下をもたらした、そのことにより沖縄戦の県民被害の増大をもたらしたことになる責任
- (4) 大本営は連敗に次ぐ連敗の第32軍が1945年5月28日に首里の第32軍司令部を放棄させ、第32軍は南部方面へ撤退したが、その日本軍の首里撤退は大本営が沖縄戦放棄を決定したものであるにもかかわらず、その事実を現地第32軍の幹部にも沖縄県民にも通知等せずに沖縄戦を終結させることなく第32軍に戦闘を維持・継続させ、そのことによりその後日本軍の組織的抵抗が終わった6月23日までの20日余で沖縄戦最大の生き地獄を現出し、その期間内だけでも沖縄県民約7万人の戦死者を出すことになった責任（大本営が第32軍の首里撤退の時に沖縄戦を終結させなかった責任）
- (5) 沖縄戦についての国家責任と天皇責任との関係は、別々に成立するものであり、一方が他方を吸収する関係であるものではなく、併存している責任である。すなわち、国家責任が成立するからといって天皇の戦争責任が消えるものではないのである。その逆も同じである。
- (6) 沖縄戦終了後70年も経過した今日においても、その戦争被害（特に一般民間戦争被害者）の救済をせず放置している債務（救済）不履行責任

→「天皇（昭和）の沖縄戦統括」、近衛文麿、近衛文麿の単独上奏

141【賠償と補償】 賠償とは、一般的には、他人に与えた損害を償うこと。法令用語としては、民法上の債務不履行又は不法行為に基づく損害の「賠償」や国家賠償法に基づく損害の「賠償」のように、通常、違法な行為により他人の権利・利益を侵害して損害を与えた場合にその損害を補填するため金銭等を支払うことを意味する。適法行為に基づく損害の補填の場合には「補償」の語を用いることが多い。

146【不法行為】 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為。一般の不法行為と、その特則としてより重い責任の認められる特殊の不法行為とがある。

不法行為の効果として、加害者は、財産的損害のほか精神的損害を賠償しなければならない。一般の不法行為の成立要件には、①主観的要件（行為が故意又は過失に基づくこと、加害者に

責任能力があること)と、②客観的要件(加害行為の違法性と被侵害利益との態様を比較して権利侵害があること、行為と損害との間に因果関係があること)とがある。

156【無過失責任(無過失賠償責任)】 ①損害の発生について故意・過失がなくてもその賠償責任を負うこと。無過失賠償責任ともいう。「過失なければ責任なし」という過失責任主義は近代法の大原則の一つであるが、近時の経済的発展、特に大企業の発達は、危険を伴う活動しながら巨額の利益を収める企業には、その危険から生じた損害に対して常に賠償責任を負わせることを妥当と感じさせ、損害の公平な負担を図るために、無過失責任の思想が発展した(「企業責任」)。結果責任主義又は原因責任主義ともいい、その理論的根拠について危険責任・報酬責任・原因責任等の説明がされている。実際には企業の内部(労働者への災害)・外部(一般人への危害)に対する責任について無過失責任を認める特別の立法が各国で試みられ、判例もこれに応じていく傾向にある。わが国では前者については労働者の災害補償の制度があり、後者については鉱業法、原子力損害の賠償に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法による賠償責任等の制度がある。

②わが国の国家賠償法は、過失責任主義を採用しているため、違法であっても無過失の行為については採用されない。また、「公法上の損失補償」は適法行為に対するものである。したがって、違法無過失の行為に基づく損害に対する救済は、いわゆる国家補償の谷間となる。そこで、違法侵害に対しては、過失の有無を問わず、国家責任を認めるべきであるという主張がなされることがある。これが行政上の無過失責任である。現行法上は、消防法6条3項、国税徴収法112条など特別の定めがある場合にだけ認められるが、それ以外の場合にも過失の客観化・推定等の手法により、無過失責任主義に近い運用がなされることがある。なお、国家賠償法2条の定める営造物責任は、従来の学説によれば無過失責任を定めたものであるが、最近は、これに反対する説も唱えられている。

160【陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約】 明治45年条約4号。1899(明32)年の第一回ハーグ平和会議で採択され、1907年に改正されたもので、ハーグ陸戦条約と通称される。56条から成る「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」(通称、ハーグ陸戦規則)が附随しており、交戦者の資格、俘虜(ふりよ)の取扱い、害敵手段の制限、休戦等に関する規程を置いている。いわゆる戦時国際法の一つ。

声 明

—沖繩戦被害・国家賠償訴訟 那覇地裁判決（棄却）について—

本日（2016年3月16日）、那覇地方裁判所民事第1部（鈴木博裁判長）は、先の沖繩戦で被災した一般民間戦争被害者79名が原告となって、戦争損害について国に対して謝罪と1100万円の国家賠償を求めている沖繩戦被害・国家賠償訴訟につき、原告らの各請求を棄却した。

1. 原告らは、請求の根拠として日本軍の残虐非道行為と米軍の戦闘行為による生命・身体・精神侵害による民法の不法行為責任・公法上の危険責任・国会が被害の救済法を制定せず長期間放置してきた立法不作為責任や憲法14条で定める法の下での平等原則違反等を主張した。

これに対し、判決は、①民法の不法行為責任については、明治憲法下の国の公権力の行使については、そもそも民法上の不法行為責任を負わないとする国家無答責の法理により否定し、②公法上の危険責任については単に実定法の定めがないとの理由により否定し、③立法不作為責任については、「優れて政策的な判断であり、本来的に立法府に委ねられるべき事柄であり、立法府に広範な裁量が認められる」との理由により否定した。

さらに、軍人軍属との差別や戦闘参加者と認定された一般民間戦争被害者との差別が憲法14条の法の下での平等原則に違反するとの主張については、戦後補償を受けた者と受けられなかった者との差異は不当な差別的取扱いとは認められないとして否定した。

これらの判決理由は、極めて短文でありほとんど説明がなされていない。否定理由が根拠を欠くものである。

その棄却理由は、いずれも(1)日本軍の加害行為と被害事実の正確な認定をせず、殊にPTSDを含む外傷性精神障害の診断事実については全く触れず、(2)法律の適用を誤り、(3)日本国憲法の基本的人権規定に反するものであり、不当判決である。

2. また、原告らは沖繩戦におけるアメリカ軍の軍事行動の国際法違反（ハーグ陸戦法規違反・ハーグ海戦法規違反など）行為として、次の3点を主張・立証した。

(1) 沖繩 10・10 大空襲の焼夷弾による無差別爆撃

（ハーグ陸戦条約の交戦規定違反、無防備都市に対する無差別爆撃の禁止、軍事目標主義）

(2) 艦砲による無差別絨毯砲撃（1800万発）

（戦時海軍砲撃条約違反、住民居住地等に対する無差別艦砲射撃等の禁止）

(3) 潜水艦による学童疎開船対馬丸撃沈

（無警告無制限攻撃は、パリ講和会議の戦争放棄慣例及びワシントン条約による砲撃等の禁止違反）

これに対して、判決はいずれについても事実認定及び法律解釈をせずに判

断を回避した。

原告らの主張に対する応答をしない裁判所の態度は極めて無責任な判決であると言わざるを得ない。

3. ところで、先の沖縄戦は日本の敗戦が決定的になっていたにもかかわらず、国体（天皇制）護持と日本本土防衛のために沖縄県民の命と県土を犠牲にした捨て石作戦であったことは歴史的にみて疑う余地がない。その強いられた戦争によって、沖縄県民 60 万人の人口中、その 4 分の 1 の約 15 万人が命を奪われ、民間人の死者が軍人の死者をはるかに上回り、数万人の身体的障害者及び多数の沖縄戦の戦時・戦場体験に起因する心的外傷後ストレス障害（PTSD）など精神的後遺障害者が発生し（現に発生している）、赤ちゃんや幼児の多数も犠牲となり、また戦争孤児も多く発生し、今日に至るまでその犠牲は続き、沖縄県民は塗炭の辛苦に呻吟し続けている。
4. 生命・身体・精神・自由に対する戦争被害は人類普遍の原理である基本的人権の根本的破壊である。先の大戦は日本が開戦し、遂行してきたことは自明のことであり、日本国はその戦争によって被った国民の被害について謝罪し損害賠償する法的責任を負うことは、原告らがこの訴訟の中で法的主張を行い、証拠をもって立証してきたとおりである。
5. 被告国は、先の大戦の被害について恩給法・援護法を制定して、軍人軍属には総合計 60 兆円の補償を行ってきたが、一般民間戦争被害に対しては全く補償を行ってこなかった。沖縄戦の一般民間戦争被害については、その一部の一般民間人については戦闘参加者として戦後になって認定し補償を行ってきたが、約 7 万人の死者と数万人の後遺障害者に対しては謝罪も補償も行うことなく放置している。ここに軍人軍属との差別に加え、一般民間人の中にも差別が生じている（二重差別）。そこで、この放置された一般民間戦争被害者のうち 79 名が、人生最後の願いとして国の謝罪と補償を求めたのがこの訴訟である。

にもかかわらず、那覇地方裁判所は原告らの切実な請求を棄却したのである。基本的人権救済の最後の砦であるべき裁判所が、司法の責務を放棄したものと一言わざるを得ない。
6. 原告らは、この不当判決に対して強く抗議し、県民の皆様にも訴えとともに、直ちに控訴して引き続き闘うことを決意する。

最後に、原告団と弁護団は、県民・国民とともに全戦争犠牲者の救済と恒久平和実現のために闘い続けることを表明する。

2016年3月16日

沖縄戦被害・国家賠償訴訟弁護団
団長 弁護士 瑞慶山 茂

沖縄戦被害・国家賠償訴訟原告団
団長 野里 千恵子

「空襲等被害者に係る問題に関する特別措置法」 法案要綱骨子

弁護士 中山 武 敏

弁護士 児 玉 勇 二

弁護士 北 澤 貞 男

弁護士 黒 岩 哲 彦

【連絡担当】黒岩哲彦

電話 3 8 7 0 - 0 1 7 1

F A X 3 8 8 1 - 7 4 7 1

AND39415@nifty.ne.jp

【目次】

法案要綱骨子 1 頁

説明 3 頁

「空襲等被害者に係る問題に関する特別措置法」 法案要綱骨子

同時に「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」の改正を行う。

第 1 (目的)

この法律は、先の大戦の際における空襲等による被害者が、戦後、長期間にわたって多大の苦難を強いられたこと及び空襲等による被害の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの空襲等による被害者に係る問題に対処するため、国の責任において、空襲等による被害者の労苦を慰藉するための特別障害給付金等を支給するための措置を講じ、併せて空襲等による被害者の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めることを目的とする。

第 2 (定義)

この法律において「空襲等」とは、昭和 1 6 年 1 2 月 8 日から昭和 2 0 年 8 月 1 5 日までの間に行われた本邦（公海上の日本船舶を含む。）における航空機による爆撃又は射撃、船舶からの砲撃、魚雷の発射、機雷の敷設その他の戦闘行為として政令で定めるものをいう。

第 3 (特別障害給付金の支給)

1 空襲等により負傷し、又は疾病にかかり、これにより別表に定める程度の障害の状態にある者に対し、特別障害給付金を支給する。

2 障害第 1 級は身体障害者福祉法施行規則別表の第 1 級・第 2 級相当の障害、第

2級は同表第3級・第4級相当の障害、第3級は同表の第5級ないし第7級相当の障害を基礎として、これに、空襲等による被害として特有の障害（ケロイドや火傷等の醜状が残った障害）を加える。

2 特別障害給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、独立行政法人平和祈念事業特別基金が行う。

第4（特別障害給付金の額）

特別障害給付金の額は、次の金額とする。

障害の程度	特別給付金の額
第1級	<u>150万円</u>
第2級	<u>70万円</u>
第3級	<u>35万円</u>

第5（空襲被害の実態調査等に関する基本的な方針）

政府は、空襲の実態調査等（空襲被害者に係る問題について特別障害給付金の支給により対処するもの以外のもに対処するために行う、その空襲の実態調査その他の措置）を総合的に行なうために具体的な方針を策定・公表する。

<基本方針の策定事項>

- (1) 空襲による被害の実態調査等に関する基本的方向
- (2) 次の掲げる措置の実施に関する基本的事項
 - ① 空襲により死亡した者についての実態調査
 - ② 空襲により孤児となった者についての実態調査
 - ③ ①と②と併せて行なう空襲被害者に係る被害の実態解明に関する基本的事項
- (3) 空襲被害者の追悼の実施に関する基本的事項
- (4) (2)・(3)以外の空襲被害の実態調査等として行う措置の実施に関する基本的事項
- (5) 関係行政機関相互間の連携強化体制の整備に関する基本的事項、地方公共団体・国内外の民間団体等との連携に関する基本的事項等

附 則

第6（検討）

政府は、戦後抑留者に係る問題に関する特別措置法に関する諸施策に関する動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、第5の調査及びこの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

説明

1 法案の名称

【提案】

「空襲等被害者に係る問題に関する特別措置法」といたしました。

【提案理由】

「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号）を参照しました。

2 特別障害給付金の支給

【提案】

- ① 給付対象を「生存している障害者」にしました。
- ② 年金ではなく1回だけの給付金にしました。
- ③ 申請主義にしました。

【提案理由】

- ① 財政負担について配慮しました。
- ② 杉山千佐子さん（名古屋）をはじめとして、障害者の救済の必要性は高いと考えました。生存をしている空襲による障害者の実数についての公的な調査はございませんが、限定した人数だと推定しています。

3 特別障害給付金の金額

【提案】

第1級	<u>150万円</u>
第2級	<u>70万円</u>
第3級	<u>35万円</u>

【提案理由】

- ① 財政負担について配慮しました。
- ② 「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」、災害弔慰金、災害障害見舞金を参照しました。

4 特別障害給付金の支給事業

【提案】

「独立行政法人平和祈念事業特別基金」が適切であると考えました。

【提案理由】

「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」の改正が適切であると考えました。

5 空襲被害の実態調査等に関する基本的な方針

【提案】

空襲被害者は国、地方自治体による空襲被害の実態調査を心から望んでいます。

【提案理由】

「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号）を参照しました。

6 附則「検討」

【提案】

国及び地方自治体による実態調査に基づいた所要の措置について「検討」条項を入れました。

【提案理由】

民事訴訟法付則第27条などを参照しました。

「第二百二十条第四号に規定する公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書を対象とする文書提出命令の制度については、行政機関の保有する情報を公開するための制度に関して行われている検討と並行して、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」